

4

条例の概要と計画推進のための基本的事項

1 条例の概要

北海道ケアラー支援条例は、本道における少子高齢化や核家族化の進展などを背景に、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく目的で、令和4年4月1日に施行したものです（P1）。

この条例では、ケアラー支援に関する施策を効果的に展開していく観点から、実態調査の結果を踏まえ、「普及啓発の促進」「早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」を3つの基本的施策として定めています。

2 条例の構造と主なポイント

支援の
対象

ケアを行う側 …家族の介護や援助を行うケアラー、ヤングケアラー（18歳未満）

ケアを受ける側 …ケアラー、ヤングケアラーによる介護や援助を受けている家族

▼ 条例が目指す姿

☞ 無償の家族介護者全体を指す。

● 第1条
【目的】

全てのケアラーとその家族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

▼ 目的達成に向けた取組を進めていくに当たって基本となる考え方

● 第3条
【基本理念】

- (1) 個人の尊重と孤立の防止（「自分らしい暮らし」の確保）
- (2) 年齢や環境に応じた適切な支援
- (3) 相互連携による地域全体での支援
- (4) ケアラーとその家族への一体的な支援
- (5) 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮（ヤングケアラー）

☞ ケアを行う側と受ける側の双方に働きかけることが重要。

▼ 支援を効果的に展開していくための柱となる施策

☞ 子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点が必要。

● 第11～13条
【基本的施策】

- i 普及啓発の促進（関係機関や道民に対して行う広報、理解進化の取組）
- ii 年齢や環境に応じた適切な支援（相談支援体制の充実強化）
- iii 地域づくり（交流拠点の設置促進や支え合いの意識醸成）

〔 第10条において、各施策を総合的に推進するための「推進計画」策定を義務付け（道） 〕

▼ 相互連携を図る主体の責務や役割

● 第4～9条
【責務、役割】

- ✓ 北海道の責務
- ✓ 市町村が担う役割の重要性（再認識）
- ✓ 道民・事業者・関係機関・支援団体の役割



地域社会全体
で認識を共有

支援に関する考え方のプロセス

〔 ※ 上図は条例の趣旨を要約等したもの。全文は巻末資料として掲載。 〕

3 計画推進のための基本的事項

(1) 基本テーマ

広域分散な本道の特性や少子高齢化の進展などを踏まえると、介護や援助を必要とする方の暮らしを支えつつ、ケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、行政のみならず、関係機関や支援団体のほか、民間事業者等も含め、地域全体でケアラーとその家族を支援する仕組みづくりが必要となります。

こうした認識のもと、この計画を推進していくための基本テーマを次のとおりとし、中長期的な将来も見据えつつ、ケアラー支援の取組を進めていきます。

ケアラーとそのご家族を地域社会全体で支えるまちづくり

(2) 基本理念

この計画は、条例の規定に基づき策定するものであることから、計画の根底となる基本的な考え方は、条例に掲げる基本理念^{*}に沿った内容とします。

1 個人の尊重と孤立の防止

- ➡ ケアラーが個人として尊重され、ケアに関する悩みや負担を一人で抱え込まず、安心して暮らすことができるよう施策を推進します。

2 年齢や環境に応じた適切な支援

- ➡ ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援が行われるよう施策を推進します。

3 相互連携による地域全体での支援

- ➡ 道や市町村、関係機関、支援団体、民間事業者、地域住民が相互に連携を図りながら、地域社会全体でケアラーを支えるよう施策を推進します。

4 ケアラーとその家族への一体的な支援

- ➡ ケアを行うケアラー、ケアを必要とする家族の双方について、一体的に支援が行われるよう施策を推進します。

5 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮

- ➡ ヤングケアラーへの支援は、本人の意向を踏まえつつ、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行われるよう施策を推進します。

〔※ 条例第3条（基本理念）。巻末資料参照。〕

(3) 推進項目

条例では、ケアラー支援を効果的に展開していく観点から、実態調査の結果（P19）に対応する取組として、「普及啓発の促進」「早期発見及び相談の場の確保」「ケアラーを支援するための地域づくり」を基本的施策に掲げています。

こうした条例の規定を踏まえ、これら3つの取組を施策の柱となる計画の推進項目に位置付けます。

i 普及啓発の促進

… 周囲の理解はもとより、ケアラーが自らの悩みや負担を相談できる状況にあることを認識し、必要な支援を求められるよう、様々な媒体を用いた広報活動を展開し、幅広く普及啓発を行います。

- ✓ ポスターやリーフレットなど啓発資材の掲示
- ✓ 道のホームページやSNSなどを活用した広報活動
- ✓ ケアラー支援に関するフォーラムの開催や講演への協力
- ✓ 道と包括連携協定を結ぶ企業等との協働

ii 早期発見及び相談の場の確保

… 悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握し、適切な支援へつなげることができるよう、相談支援体制を充実させ、人材育成を図るとともに、関係機関の連携強化に向けた支援を行います。

- ✓ 家族介護者支援の視点の共有や関係機関による連携体制の構築
- ✓ 地域における相談支援体制の充実強化
- ✓ 相談対応を担う職員を対象とした効果的な研修の実施
- ✓ ヤングケアラー自らの意見反映に向けた環境整備

iii ケアラーを支援するための地域づくり

… ケアラーとその家族が安心して暮らすことのできるよう、交流拠点の設置を促進し、支え合いの意識醸成を図るほか、ケアラーの負担軽減に向けて、各種制度における公的支援やサービスなど社会資源の情報発信に努めます

- ✓ 介護者カフェやサロンなど交流拠点の設置促進
- ✓ 地域による見守り・支え合いの意識醸成
- ✓ 公的支援やサービスなど社会資源の情報発信